

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都台東区日本堤一丁目35番7号

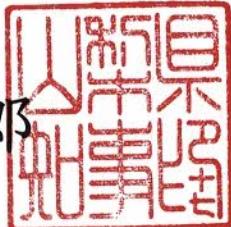
氏 名 株式会社ステア

(法人にあっては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 小倉 浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和3年11月21日

許可の有効年月日 令和8年11月20日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上15種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成28年11月21日	新規許可
令和3年12月16日	許可の更新
令和3年12月16日	事業範囲変更許可(取り扱える産業廃棄物の種類の追加)

5 積替え許可の有無

有 無

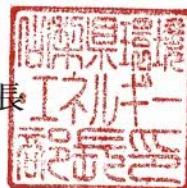
6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 無

環整第1690号
令和3年12月16日

株式会社ステア
代表取締役 小倉 浩 殿

山梨県環境・エネルギー部長



産業廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可について（通知）

令和3年9月27日付けで申請のあったことについては、別添許可証とのおり許可になりましたので、産業廃棄物の収集運搬に当たっては、次の事項に留意の上、適正に行ってください。

なお、従前の許可証は返納してください。

- 1 産業廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）並びに関係法令に従うこと。
なお、本県知事が許可した種類の産業廃棄物を運搬先で卸す場合、貴社及びその運搬先の事業者は、その運搬先の区域を管轄する都道府県知事から、当該産業廃棄物の種類に関し法の許可を受けている必要があること。
- 2 業務を行うに当たって、産業廃棄物の収集運搬に係る記録（帳簿、マニフェスト等）を行い、5年間保存すること。
- 3 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物収集運搬の事業範囲変更許可申請を行うこと。
- 4 3以外の事項を変更したときは、産業廃棄物処理業に係る変更の届け出を行うこと。
- 5 産業廃棄物収集運搬業の業務の全部又は一部を廃止したときは、産業廃棄物処理業の廃止の届け出を行うこと。
- 6 産業廃棄物収集運搬業以外の業（産業廃棄物処分業並びに特別管理産業廃棄物の収集運搬業及び処分業）を行おうとするときは、当該業に係る許可申請を行い、許可を取得すること。
- 7 許可の更新を受ける場合には、許可期限日の概ね2ヶ月前に更新の許可申請の手続きを行うこと。

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県環境・エネルギー部
環境整備課 産業廃棄物担当
TEL 055-223-1518(直通)